

## 日本医科大学ポスト・ドクターに関する取扱要領

日本医科大学ポスト・ドクターに関する規則第5条（手当の支給）については、下記の要領による。

### 1. 支給額

ポスト・ドクターとして採用された者に対する手当の支給は、月額25万円とする。

なお、この手当には、家族手当、通勤手当、住宅手当等の手当が含まれる。

### 2. 支給方法

手当は月払いとし、その月の23日（休日の場合は、その前日）に支給する。

### 3. 業務の確認

ポスト・ドクターは、1日から末日迄の業務について、「ポスト・ドクター出勤簿」に記入・捺印して翌月5日迄に事務局学事部大学院課に提出しなければならない。

### 4. 改 廃

この要領の改廃は、大学院教授会の議を経て学長の決裁を必要とする。

#### 付 則

この要領は、平成11年5月1日から施行する。

#### 付 則

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

#### 付 則

この要領は、平成13年1月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。